市営自転車等駐車場
更新・新規の登録申請

更新登録

市営自転車等駐車場を利用する際、「6カ月利用」で登録している方は、9月30日（木）で利用登録期間が終了します。10月1日（金）以降も継続して利用を希望する場合は、9月1日（水）～24日（金）に更新手続きをしてください。

来庁できない方は、9月10日（金）までに（必着）、9月分までの領収書と返信用封筒を同封の上、〒203－8555、市役所施設管理課あてに郵送で申し込みをしてください（納付書を郵送します）

※登録期間を過ぎた自転車・原付は、駐車場を利用することができません。

新規登録

市営自転車等駐車場の定期利用は、随時受け付けています。10月1日（金）からの定期利用を希望する方の受け付けは、9月27日（月）からです。なお、登録は利用状況により、空いている駐車場のみの受け付けとなります。

【現在空きのある駐車場名・車種】東第2＝自転車（2階）、原付▼西第10＝自転車、原付

※22年度の利用登録・キャンセル待ちの申請を既に行っている方は、手続きの必要はありません。

【更新・新規の受付場所】施設管理課（市役所5階）**【受付時間】**午前8時半～午後4時半（正午～午後1時と土曜・日曜日、祝日を除く）**【登録申請書の配布場所】**同課窓口または西第9一時利用自転車等駐車場詰め所

一時利用自転車等駐車場のご案内

時々駅周辺を利用する方は、登録の必要のない市営一時利用自転車等駐車場（西第9・東第9一時自転車等駐車場）および民営の一時利用駐車場を利用してください。

なお、東第9一時利用駐車場は機械式で運用しているため、現金のみの取り扱いとなりますので、ご注意ください（回数券の利用は、西第9一時駐車場のみとなります）。

詳しくは同課管理調整担当☎470・7764へ。

多摩六都課題共有事業「第8回水と緑ウオッチングウオーク」参加者募集

圏域住民の貴重な財産といえる水と緑の豊かな自然を再発見し、自然を慈しむ心を育む機会として、ウオーキングを行います。

【開催日時・集合場所】10月2日（土）午前9時に西武新宿線久米川駅南口集合。9時半出発

※雨天決行。台風の接近など災害の恐れがある場合は、中止します。

【コース】久米川駅南口→八坂駅前→九道の辻→野火止緑地→ガーデニング緑道→東大和市駅→都立薬用植物園（昼食・見学）→玉川上水駅（解散。午後3時ごろ予定）

※解散後、近くに無料の足湯がありますので、ご利用頂けます。

【参加費】無料

【持ち物】弁当・飲み物・雨具など

【応募方法】9月15日（水）までに（必着）、往復はがきに参加希望者全員の住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入の上、〒202－8555、西東京市役所みどり環境部みどり公園課公園計画係あて郵送を。

※定員100人を超えた場合は抽選。後日、結果および詳細を通知します。

※応募はがきは用途以外には使用せず使用後破棄します。

詳しくは西東京市みどり環境部みどり公園課公園計画係☎438・4045へ。

地域で福祉サービスを行う団体などに対して補助金を交付します

市では地域福祉の推進を図るため、市内の非営利民間団体などが社会資源を有効に活用して実施する福祉サービスに対して、補助金を交付しています。

補助対象事業は、日常生活サービス（家事援助・介護・食事・移送・入浴の各サービス）です。補助金総額は750万円で、団体割と事業割が半々となっています。

今回、22年度の補助対象団体を募集します。補助金の交付を希望する団体は、関係書類を添えて申請してください。

【申請書の配布場所など】9月1日（水）から福祉総務課（市役所1階）

申し込みは9月15日（水）までに（必着）、申請書に必要事項を記入の上、〒203－8555、市役所福祉総務課あて郵送、または直接持参してください。

詳しくは同課福祉政策係☎470・7741へ。

市立保育園のパート・臨時保育士の募集

市立保育園では、朝夕のパート保育士と、産休・育休・病休などの代替としての臨時保育士の登録を随時募集しています。

①パート保育士＝勤務時間は午前7時～8時半と午後5時～6時半（しんかわ保育園、ちゅうおう保育園、はくさん保育園は午後7時まで）。賃金は1時間当たり1010円

②臨時保育士＝勤務時間は午前8時半～午後5時。賃金は1時間当たり930円

※①②とも、有資格の方。希望する方は、履歴書（写真添付）を保育課（市役所2階）へ、直接持参してください。なお、登録制のため、履歴書は返却しません。

詳しくは同課保育係☎470・7745へ。

国民健康保険 シリーズ③ ～国民健康保険特別会計（歳入）～

国民健康保険（国保）事業に係る支出に対しては、特定の収入を充て、国民健康保険特別会計（国保会計）として独立した会計で経理することになっています。

シリーズ3回目の今回は、東久留米市の国保会計における主な歳入科目の概要についてお知らせします。

主な歳入科目

①国民健康保険税

保険者である市が、国保事業に要する費用に充てるため、被保険者（納税義務者は世帯主）へ目的税（国民健康保険税は、その使途を特定する租税であるため、国保事業に要する費用にのみ使用でき、たとえその収支に余剰を生じても、ほかの一般経費に充てることはできません）として課税するものです。国民健康保険税額は医療分、後期高齢者支援分、介護分（40歳～64歳の被保険者が世帯にいる場合）の3区分の合計額により算定されます。さらに3区分それぞれが、厚生年金、共済年金などの老齢年金を受けることができる方で、加入期間が20年以上または40歳以降10年以上ある被保険者、およびその被扶養者の退職被保険者等分と、その他の一般被保険者分とに分かれています。

②国庫支出金

国からの負担金や補助金です。主な支出に対し、定率で交付される負担金、各市区町村の財政状況や事業運営状況により交付される調整交付金、臨時的事業に対する補助金および特例交付金があります。

③療養給付費交付金

サラリーマンや公務員などが加入する協会けんぽ、健康保険組合、共済組合などの被用者保険出身とされる退職被保険者等に係る保険給付費などの支出については、退職被保険者等の国民健康保険税と被用者保険からの拠出金により賄われるため、交付金として収入されます。

④前期高齢者交付金

広報6月15日号でお知らせしましたが、各医療保険者間では被保険者年齢の構成が異なることから、より平均的な保険給付費の支出となるように、65歳～74歳の被保険者（前期高齢者）に係る保険給付費などについて、財政調整が行われています。多くの市区町村は、すべての医療保険者の平均に比べ前期高齢者の割合が高いため、被用者保険などの前期高齢者の割合が低い医療保険者の財源から前期高齢者交付金が交付されています。

⑤都支出金

都からの負担金や補助金で、金額や割合は違いますが、国庫支出金同様に交付されています。

⑥共同事業交付金

被保険者の月単位の医療費が一定額以上である場合に行われる、都道府県単位の再保険事業に係る交付金です。

⑦繰入金

他会計からの繰入金で、次の種類があります。

▼保険基盤安定繰入金＝国民健康保険税の算定の際に、一定の所得を下回る世帯については軽減措置が講じられていますが、この軽減分については財源が不足するため、国、都および市が一定の割合で負担しています

▼職員人件費等繰入金＝国保事業における事務費や人件費に対する繰入金です。全額を一般会計より繰り入れるため、国保会計での支出超過はありません

▼出産育児一時金等繰入金＝出産育児一時金から国の補助金を除いた分の3分の2を一般会計から繰り入れます

▼財政安定化支援事業繰入金＝高齢被保険者の割合等に応じ国保会計の財政安定化のため繰り入れます

▼その他一般会計繰入金＝原則として前出の①～⑦の収入で運営される国保事業ですが、脆弱（ぜいじゃく）な構造をもつ国保会計において、被用者保険や近隣市の状況、被保険者の国民健康保険税の負担等を勘案し、赤字相当分を一般会計から繰り入れています

▼基金繰入金＝国保会計の貯金にあたる、国民健康保険事業運営基金から必要に応じ繰り入れます。ただし、残高がある時に限ります

⑧市債

財源不足分に対し、都から無利子で借り入れ、3年間かけて返済します。

※21年度東久留米市の国保会計歳入決算（見込み）概要は上記のグラフを参照してください。

◆次回は国保会計のうち、歳出の各科目の概要や割合などについて、お知らせする予定です。
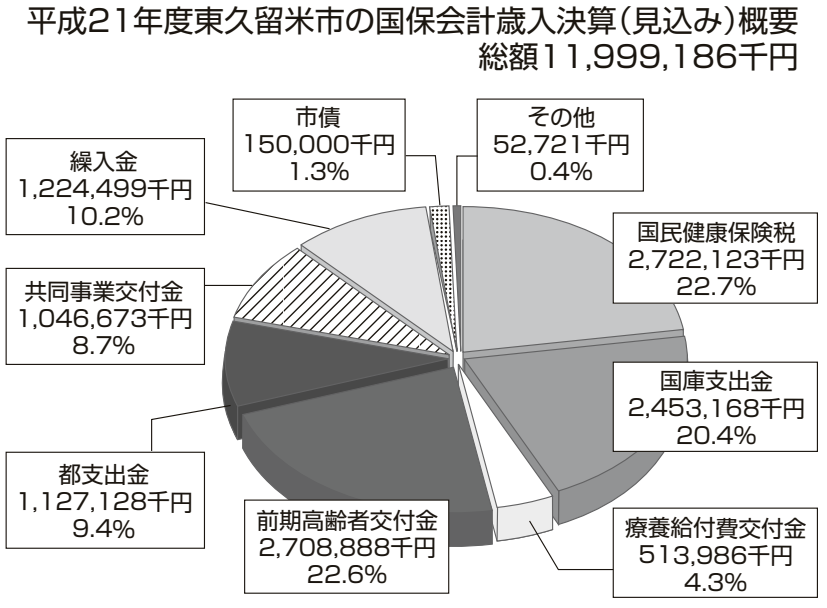
詳しくは保険年金課☎470・7733へ。